

那珂川市特定事業主行動計画に伴う取り組みの実施状況について

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条関係)

調査年度：令和6年度

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、那珂川市特定事業主行動計画の令和6年度の実施状況について公表します。

1. 取り組みの実施状況について

(1) 採用関係

オープンセミナーの参加者に対して女性職員との意見交換の機会を設け、勤務時間や出産・育児・介護の休暇制度など、女性が働きやすい職場環境について説明を行いました。

(2) 継続就業及び仕事と家庭の両立関係

育児休業代替職員を適切に配置し、男女ともに職員が安心して育児休業等を取得できるように環境を整備しました。

また、職員からのハラスメントに関する相談に適切に対応できるよう、相談窓口を設置しました。

(3) 長時間勤務関係

働き方改革コンサル業務による働き方改革により、職場のコミュニケーションの活性化や、業務改善に取り組みました。

また、長時間の超過勤務を行った職員には、健康面でのサポートのため、産業医面談の勧奨を行いました。

(4) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

「メンター制度」を通じて、新規採用職員をサポートするとともに、若手・中堅職員の指導・育成等マネジメントに関する意識及び技術の向上を図りました。

※メンター制度とは、直属の上司とは別に、先輩職員（メンター）を紹介し、月1回の面談の中で、先輩職員が相談役となり新採職員をサポートする仕組みです。